

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントに対する意見提出

該当箇所	ご意見等	理由
<a href="#">「保険会社向けの総合的な監督指針」</a> <a href="#">Ⅲ-2-2-5(1)(注2)①②</a>	保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合に、監督指針に基づき行うことが求められる当局への事前または事後の報告と、保険業法施行規則第85条第1項第6号で規定する「子会社の主な業務の内容の変更」に関する当局への届出との関係を、明確にしていきたい。	保険業法施行規則および監督指針からは、左記報告と左記届出との関係は明確には読み取れず、両者の関係を明らかにすることは有益と考えられるため。

以上